

ルソー自然法体系の図式的解明

望 月 通

一 この小論の意図

アンジャン・レジム下の社会を批判するべき理論的トゥールとしてルソーが設定した自然状態や自然人の概念については、一方ではそれらの概念内容の個別的な理解という観点からいつて、他方ではそれら個々の概念を内包するところのルソーの自然法体系にたいするそれらの関連性という観点からいつて、これまで多くの議論がなされてきた。個別的な理解という観点についていえば、困難は自然人の概念がまったく相異なる内容でとらえられることであらわれ、自然法体系にたいする関連性いかにという観点についていえば、それは自然状態と『社会契約論』¹⁾において成立する契約国家の関連性をめぐる相異なる見解にあらわれる。

この小論の意図は、ルソーのテキストに即して自然人や自然状態の概念を再構成することでもそれをふまえて自然状態と契約国家の理論上の関連性をとうことでもない。ここでの意図はただルソー研究のスタンダードと思われるC・E・ヴォーンとR・ドゥラテの見解をとりあげ、右の二側面の困難がどのよう

にあらわれているかを例示し(本稿第二節)、両者の見解にくらぶの検討をこころみ(第三節)さうして両者の見解への疑問をのべつつ右の二側面の困難解決への仮説を提示することにかぎられる。

(1) Du Contrat social ou principes du droit politique.

Amsterdam, chez M.-M. Rey, 1762, in 8° (以下P

† Du Contrat social『社会契約論』と略記)

(2) ヴォーンの見解については、Vaughan, C. E.: The

political writings of J.-J. Rousseau, ed. by C. E.

Vaughan, 2 vols., London, 1915. (以下では、これを

Pol. Writ. I. or II. 『政治論集』と略記)の第一巻冒頭の

序文をとりあげ、ドゥラテの見解については、Derathé,

R.: J.-J. Rousseau et la science politique de son

temps. Paris, P. U. F. 1950. をとりあげる。

二

まず自然人にかんするヴォーンの見解を引用しよう。『社会契約論』の第一草稿では、個人主義者にとってそんなにもなじみぶかくかれらの弁明にとつて欠くべからざる自然の社会や自然法の概念ははつきり拒否されていた。……かれ(ルソー)が自然状態における人間を理性・義務・正義および人間性を欠いた存在として語るとき、かれは同じことを別のことばでいつているのにすぎない。¹⁾ここからわかるようにヴォーンはルソーの自然人を非理性的・非道德的存在として理解している。

この自然人、あるいはこの自然人の生存の場である自然状態はいかにして『契約論』のなかの道徳的個人、あるいは契約国家へと移行するのかがこの点につきかれは「初期の状態の『おろかで有限な』動物は奇蹟の助力でもなければ『理性的存在』に、のちの『人間』になることはけっしてできないであろう」という。

ヴォーンの見解の特徴は、第一に、ルソーの自然人の概念と未開人のその等置。第二に、自然人・自然状態と契約者・契約国家の理論的関連性の切断である。たしかにルソーの自然人を未開人と等置するならば、自然人は契約主体とはなりえない。

ところでルソーが自然人・自然状態にもっとも多く言及するのは『不平等論』第一部であるから、かれの見解は他面からいえば、『不平等論』と『契約論』の統一的解釈の困難を示すものなのである。

つきにドゥラテの見解をみよう。

「かれ(ルソー)の先人たちが自然権についてゆいつの觀念をいだし、自然権と理性の権利は同じものにすぎないことを肯定するに反し、ルソーは理性にさきだつ初源的な自然権と理性によって再建される自然権のあいだの区別をするにいたった。……自然状態から社会状態へ移行することにより自然権はそれが適用される人間と同じ変形をこうむる。自然状態においてはそれは本能と善意にすぎないが、社会状態においてはそれは正義と理性となる。もし人がこの基本的区別をしなければ、ルソ

の学説における社会状態と自然状態の関係を誤解することになるかもしれない」かれはこのようにのべている。

ヴォーンの見解と対比すれば、ドゥラテの解釈がいかに異なっているかがわかるであろう。自然権の源泉にふれつつかれが理解している自然人や自然状態は本能と善意を行動因とする人間とそれによって成立する状態であるが、それらは正義と理性を行動因とする契約者とそれによって成立する契約国家へと移行するとかれはいうのである。ヴォールはルソーの自然人を非道徳的存在とすることにより、道徳的社会(契約国家)への移行の不可能性を説いた。ドゥラテはそれを本能と善意を行動因とする存在とすることにより、移行の可能性を説いている。

次節でこの両者の見解についていくらかの検討をくわえたい。

(1) Vaughan, C. E.: op. cit., I. pp. 42—43.

(2) *ibid.*, p. 57.

(3) Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes. Amsterdam, chez M.-M. Rey, 1755, in 8°. (以下 Discours sur l'inégalité, 『不平等論』と略記)

(4) Derathé, R.: op. cit., p. 168.

三 ヴォーンとドゥラテの見解の検討

ヴォーンは自然人を非理性的・非道徳的存在として理解したが、この見解が生ずるのはルソーが『不平等論』第一部で自然

人をあまりにもしばしば「未開人¹⁾」として語っているからである。用語数だけからいえば未開人の方が圧倒的に多い。けれどもだからといってヴォーンのように自然人即未開人とするのはあまりにも性急かつ一面的である。理由を列記すればつぎのとおりである。

第一に、これらの事実資料はルソーのレトリックであり、それを強調することはかれの自然人の真意をとらえるものではないと思われる。たしかにルソーの自然人はヴォーンがそこから抽出した一側面をもっている。しかしこれはルソーが時代の政治的・文化的状況を批判すべく立論の基礎においた自然人に當時流行の探検記にみられる諸事実を付加することにより理論のもつ抽象性を減ずるためであったと解すべきであろう。

第二に、ルソーの自然人はたんに未開人としてのべられているばかりでなく、あるときは歴史上の過去の实在諸民族としてのべられている。だから首尾一貫するためには、ヴォーンは自然人をスバルタ人とし、これをもって契約国家の主体たりうるかどうかも検討すべきであらうと思われる。

第三に、より一般的にいうと、ルソーの学説における歴史(事実)と論理が自然概念にいかにならわれているか、あるいはそれをいかに規定しているのかをあらかじめ検討したうえでなければ、ヴォーンの見解にただちに賛成しがたいように思われる。この点についてはヴォーンの見解と反対に、ルソーの自然概念の事実性によりも論理性に比重をおく見解の方が多いのであり、これから判断してもヴォーンの見解の一面性はまぬが

れぬようである。

したがって自然人を未開人と等置したうえで、自然状態から契約国家への移行の不可能を主張することもまた一面的であると考えられる。

つぎにドゥラテの見解であるが、さきにあきらかにしようにかれは自然人を本能と善意を行動因とする人間としてとらえ、これが契約国家において理性と正義をそれとする人間へと生成すると解した。

ルソーの自然人を本能と善意を行動因とする存在であるとするとドゥラテの見解は、ヴォーンの自然人即未開人説と対比すれば、より正当であろうと思われる。だからかれの見解にもし難点があるとすれば、それはこの自然人がいかにして契約国家の主体たりうるかという移行の問題にかんしてである。

さきの引用箇所にあきらかなとおり、ドゥラテが自然状態から契約国家へという図式でルソーの自然法体系の構造を理解していることはあきらかである。このように理解するがぎり、『契約論』の契約主体は『不平等論』の自然人でなくてはならないのだがはたしてそういえるだろうか。以下でこの点を考えてみよう。

わたくしたちはこのドゥラテの見解にたいしてつぎの疑問をもたざるをえない——もしもルソーの自然人が、ドゥラテが理解したごときものであれば、そのような人間によって形成される自然状態がなぜに契約国家へ移行するのかと。性善説とよばれる道徳論が十全に妥当する自然状態をそれじたいは自己完結的

状態であつて、自己否定の契機をなんらもたないものである。「自然にかえれ」という表現にみられるように、自然は現実の社会がそれをモデルとして再建さるべく設定された理論的トータルであつて、それが自己を否定して他者に生成すべきものではない。社会契機の必要性はこのような自然状態には生じないであろう。その必要性はこのような自然状態の死滅のあとにのみ生ずる。「人間が自然状態において生存することを妨げるものもろの障害が、その抵抗力によつて、各個人の自然状態にとどまらうとして用いる手段を圧倒する段階に人間が到達したと想定しよう」ルソーは社会契約の必要性をこのべている。このルソーの説明は、社会契約の必要性はドゥラテが理解した意味での自然状態に生ずるのではなく、なんらかの障害によつてそれが維持しえなくなった段階で生ずることをあきらかにしているといえよう。

このようにしてルソーの自然人や自然状態を周知の性善説が妥当するものとして理解するかぎり、そこから社会契約への道はなにひとつないことになる。けれどもすでにのべたようにドゥラテの自然人の把握は正当なのだから、自然状態から契約への移行をもルソーが考へていとすれば、それはルソーじしんの矛盾であるということになる。ヴォーンはルソーの自然人の仮象(未開人)を本質としてとらえることにより自然から社会契約への移行の論理的必然性がないと主張したが、ドゥラテのようにそれをとらえても同じ困難が発生するのである。わたしたちはそれゆゑ自然状態と社会契約のあいだにとびこえる

こののできぬ深淵をみるにいたる。これはヴォーンのはあいと同じ帰結『不平等論』と『契約論』の統一的理解の困難へとわたくしたちを導く。これをかんとんにいえばつぎのことを意味する。自然状態から社会契約への人をかりたてる心理的動機はホップズにあっては恐怖であり、ロックにあっては不安であるといわれるのだが、ルソーの自然状態にはこのような積極的契機は存在しないのである。けれどもルソーの学説には同じ重要さで、一方に自然一般が存在し、他方に『契約論』が存在する。自然を強調すれば『契約論』がぬけおち、後者を強調すれば前者がぬけおち、両者を統一的に理解しようとすればルソーの叙述を變形しなくてはならなくなる。困難はこのようにあらわれる。ルソーの学説の体系的理解はどのようにして可能であるうか。次節でそれへの仮説的提言をこころみてこの小論を結びたい。

(1) *l'homme sauvage* はたとせば *Pol. Writ. I. pp. 144-150* にみられる。

(2) このほか、当時の旅行記のひきおこす一種の文明人・未開人論争で「つねに正しく情容赦なくじぶんの反対者である文明人をやつつけるのは未開人である」(D・モルネ『ルソー、人と作品』三九頁) という事情をルソーが利用したことはありうることである。

(3) 通常『学問芸術論』とよばれている作品においてこれが見られる。

(4) たとえばドゥラテはいう。「……ルソーが未開人の理

論をねりあげるのはしたがって推理によるのであり、ジルベール・シナル氏が指摘したように、かれが旅行記にふくまれている諸事実・諸観察を考慮しているにしても、それは第二義的であって、それにかれの演繹法の諸結果の検証やかれの第一原理の確認をみいだす程度にしたがってにすぎない。(Derathé, R.: op. cit., p. 133, n. 5.) ここでドウラテが、未開人すらも推理によってつくりあげられたとしている点に留意されたい。このほか、モルネ、前掲書、四一頁をみよ。

(5) Du Contrat social, éd. par Maurice Halbwachs, Paris, Aubier, 1943, p. 89.

(6) 鈴木秀男、ジョン・ロックの政治哲学における「同意」理論、一橋論叢、第三二巻五号、一一九頁。

四 問題解決への仮説的提言

自然状態から社会契約への移行の必然性は、前者が自己否定の契機をうちにふくまぬことによりルソーにあっては存在しないということがこれまでの検討から帰結した。したがって契約の必然性をふくむ・自然状態とは別個の・ある状態をルソーの学説にもとめなくてはならない。それは存在するだろうか。この点をあきらかにするために『不平等論』第二部を粗描しよう。ルソーの自然状態を約言すれば、それは平和・独立・自由・平等な状態である。『不平等論』第二部はこの状態がいかにしてその完全なネガティブ、社会状態(戦争状態)へと移行

するかをあきらかにしたものである。

この移行はつぎのようしておこなわれる。(1)不定・断続的社会関係である「自由な協同体」の成立。(2)家族と民族の成立。(私有の発生)(3)法律と所有権の設定。(富者と貧者の発生)(4)為政者の職の制定。(5)適法の権力より恣意の権力への変遷。⁽¹⁾

自然状態から社会状態への移行過程の段階を示すこの五期のうちもっとも重要なのは第三期の法律と所有権の設定期である。この時期にかぎらず各時期への漸進的移行の動因をルソーは物質的生産の諸条件の変動なかんづく生産力の変動にもとめているけれども、それが決定期意味をもつのはこの第三期である。すなわちこの時期に冶金と農業部門の生産技術上の変革が導入され、第二期において萌芽的に発生していた私有を社会関係の土台にまで成長させるのである。さらにこの第三期で注目すべき所論は、ひとたび設立されるや所有権——かれはそれをそれじたいは正義の投下労働量に基礎づける——が物質的不平等をもたらし出すという点にかんするそれである。同じスタート・ラインから出発しながら所有権が一方に富を他方に貧困をもたらし出すのは、ルソーの言をかりれば「もっとも強いものはより多く仕事をし」「もっとも器用なものはじぶんの仕事からより多くの利益をひきだした」⁽²⁾からである。

こうしてそれじたいは正義の単純商品生産者の投下労働行為は不平等を結果する。そして物質的生活諸条件のこの変化は同時に自然人の精神的実在様式をも変革する。すなわちかつては

ドゥラテが理解したような善意の自然人は「利己心」とルソーがよぶところの無限の致富衝動を主軸として行動する文明人となる。ホッブズの自然状態(戦争状態)はここに再現する。ルソーはこの状態を「市民社会」とか「戦争状態」とよんでいる。

自然状態から戦争状態へのこの移行過程のかんたんなスケッチをこころみたのは、この過程のうちに社会契約の必要性を生じさせる自然状態とは別個の状態をもとめるためであった。私見によれば、その状態は第三期から次期戦争状態にかけての状態である。かんとんにいえばホッブズの自然状態と相似している社会状態である。ルソーの自然状態から社会契約への移行は論理的に不可能であるとすれば、それを可能とするのはこの社会状態⇌ホッブズの自然状態である。

なぜなら契約の前提は戦争状態を想定するが、後者は第一に、契約主体の多少の功利性と、第二に、契約者全員の生活資料と対比しての物質的富の過小を実存条件とする。この二条件が同時に存在しないかぎり万人闘争の場、契約の前提は生じない。詳論しえないがルソーの自然状態が社会契約へ論理的に移行しえない理由にふれてこれをいえばつぎのようになる。第一と第二の条件は結局人間の致富衝動が相互に敵対関係にあることとの条件である。ルソーの自然人は致富衝動の心理的動因をもたない——第一に、他者への親愛感情である「憐憫」によってその源泉感情である「利己心」を切断してしまうからであり、第二に、自然人を圍繞する物理的自然是ルソーによれば無限の

富をもってかれを迎えるからである。したがって富の争奪戦は生じない。それは社会状態にいたってはじめて生ずる状態である。

以上のことから、ルソーの社会契約の前提となりうるのは社会状態(ホッブズの自然状態)であることがわかる。ここにだけ自己止揚の契機、すなわち戦争・隸従・不平等が存在する。それらの契機はあらたな契約国家へと移行することによって消滅されるべし——これがルソーの主張であった。それではルソーの自然状態や自然人はそのさいいかなる役割を演ずるのか。それはあきらかに社会状態が契約国へと移行するさいにのっとるべき準則(法)としての役割であろう。

だからルソーの学説の統一的理解の仮説を図式化すれば、それは、(A)社会状態(ホッブズの自然状態)↓(B)準則(法)としての自然状態または自然人↓(C)契約国家となる。

この図式は、文明社会を自然状態にのっとってあらたな一社会、『契約論』の国家へと再建すること、文明人を自然人をモデルとして契約国家のメンバーとすることを意味した。

ルソーの『不平等論』と『契約論』、自然状態と契約国家の統一的理解はこれを意味する。だが文明人を自然人とすること、文明社会を契約国家へと再建するというルソーのプランははたして実現されるだろうか。これはまた別に論ずべきテーマである。ここではただこの点にかんするヴォーシンの見解を引用しておきたい。「われわれが見るのはいっさいの市民的統治形体に不可分の道徳的害悪——結局のところ市民全体がそこで主

権者であるような最良の形体すらも貧者にたいする富者の専制に導くところのそれへのはげしい告発である。⁽⁸⁾これは『不平等論』についていわれた言葉であるが『契約論』にもそのまま妥当するようである。「市民全体がそこで主権者であるような最良の形体」⁽⁹⁾契約国家にたいしてルソーのもつベシミズムがここにみられるであろう。

たがいに関連する問題であるがさいごに検討すべきふたつのそれがのこっている。その第一は、相異なる内容を抽出しはしたがヴォーンとドゥラテの見解の既述した難点の発生因をこの図式にてらして検討すること。第二は、この図式の(B)には通常なら自然法が位置するのだが、ルソーのシニーマでは自然人となつてゐる——この意味を検討することである。

第一の点はずいぶん考えられる。ルソーの自然状態や自然人から出発して契約国家に移行するさいに示された難点は、この図式からあきらかなように、そこから出発すべきでない地点から出発したためであろうと思われる。同じことだがこのことはルソーの自然状態や自然人がかれの体系中で演ずる役割を考慮せず、従来の伝統的自然法学、たとえばホッブズやロックの自然状態の占める位置にそれらを等置したことを意味する。後者についてさきの図式を作成すれば、(A)自然状態、(B)自然法、(C)社会状態であろう。ひとしく自然状態といつてもその内容も、したがってその演ずべき役割も異なるにもかかわらず、ルソーの学説を従来の伝統的自然法体系で裁断した結果である。ルソーの自然状態や自然人はホッブズやロックにおける自

然法の機能をもつのであって、後者における自然状態の位置におかすべきではないであろう。

第二の点はどうであろうか。ルソーはなぜ自然法の役割をその語をもつてせず、自然状態とか自然人をもつてしたのか。この理由については第一点ですでにいくらか言及したが、つぎのことをいわなくてはならない。もしルソーに自然法があったとすれば、それはホッブズやロックのそれとは当然異なるべき内容をもつべきであつたし、ケネーやデイドロのそれとも異なるべきものであつた。かれが自然法といわなかったのは時代の主流が理解し、したがって一般に受容されていた自然法とかれの自然法の相異を明瞭ならしめ、混同をおそれたためであつたろうと推測される。かれが『不平等論』の課題「人びとのあいだにおける不平等の起源はなにか、そしてそれは自然法により是認されるかどうか」⁽¹⁰⁾にたいし、その論文の最初で「自然人を知らないかぎり、かれが受け入れた法、あるいはかれの心身にもっとも適する法を決定しようとしてもそれはだめである」と述べたのはこのためである。したがって、自然法といふべきところをルソーが自然人としてのべたことには、ドゥラテが「それは問題の関連を交換しディジョンの学会員にむかつてあなた方の問題の課しかたはまずいですよ、とていねいにいうことであつた」⁽¹¹⁾という以上のふかい意味、従来の伝統的自然法体系の批判変革とかれじしんのその創造という意味があつたのである。

(1) Pol. Writ., I, pp. 171—191. をよむ。

- (2) (3) *ibid.*, p. 178.
- (4) *ibid.*, p. 217.
- (5) *ibid.*, p. 169.
- (6) *ibid.*, p. 180.
- (7) *ibid.*, pp. 160—161. をみよ。
- (8) *ibid.*, p. 13.
- (9) *ibid.*, p. 135.
- (10) Derathé, R.: *op. cit.*, p. 156.
- (11) このことはルソーがまったく自然法という語をもち

なかつたということではない。ルソーは自然法という語をもちつゝある。(たとえば『*Emile ou de l'éducation*, Paris, Garnier, 1951, p. 279.) このばあにも、この自然法の内容が、自然人や自然状態に適應する法を意味したのはもちろんである。自然法なる用語によつても、自然人や自然状態に適應する法、すなわち独自ルソー的自然法を明示しようとルソーが考えたばあもあつたのであろう。

(一橋大学大学院博士課程単位修得者)